

2024年11月22日

全国石油商業組合連合会
会長 森 洋 殿

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
室長 日置 純子
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課
課長 松本 博明

燃料油価格激変緩和対策事業に関する御協力について（依頼）

資源エネルギー庁では、2021年12月から燃料油価格激変緩和事業を実施しており、長期にわたる事業者各位の御協力の結果、レギュラーガソリンについては、全国平均で175円/L（以下「/L」を省略。）程度に小売価格を抑制してきたところです。

本制度につきましては、本年11月の経済対策において、本年12月中旬から、ガソリン等の燃料油について、月の全国平均小売価格の変動が5円程度となるよう、段階的に補助率を縮小していくことといたしました。

具体的には、ガソリンの全国平均小売価格について、補助がない場合の予測価格が、

- ・2024年12月19日（木）から、185円を超える分は全額支援し、168～185円の範囲の支援は補助率60パーセントから30パーセントに見直す
- ・2025年1月16日（木）から、185円を超える分は全額支援し、168～185円の範囲の支援は補助率30パーセントから0パーセントに見直す
- ・その後、状況を丁寧に見定めながら、185円を上回る価格に対する補助率を段階的に（月の価格変動が5円程度となるよう、原則3分の1ずつ）見直す

こととしています。

これにより、補助額を含めた実質的な卸価格は、段階的に上昇していくこととなります。

つきましては、各事業者におかれましては、このような方針を御理解いただき、引き続き卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売を心がけて、今後とも公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただきますようお願いいたします。

資源エネルギー庁におきましても補助率の段階的な縮小について、消費者に対する積極的な広報に努めていきます。なお、価格モニタリングは引き続き実施いたしますので、御協力いただきますようお願いいたします。

また、公正取引委員会は、2024年11月7日、沖縄県沖縄市及び同県中頭郡北中城村において給油所を運営するガソリン等販売業者に対し、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第3号（不当廉売））の規定に違反するおそれがある行為を行っていたとして、警告を行いました。

各事業者におかれましては、上記の公正取引委員会による警告についても御認識いただき、適正価格での販売を心がけていただきますようお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室：03-3501-1320

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課：03-3581-3371

2024年11月22日

燃料油価格激変緩和補助金対象事業者各位

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
室長 日置 純子
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課
課長 松本 博明

燃料油価格激変緩和対策事業に関する御協力について（依頼）

資源エネルギー庁では、2021年12月から燃料油価格激変緩和事業を実施しており、長期にわたる事業者各位の御協力の結果、レギュラーガソリンについては、全国平均で175円/L（以下「/L」を省略。）程度に小売価格を抑制してきたところです。

本制度につきましては、本年11月の経済対策において、本年12月中旬から、ガソリン等の燃料油について、月の全国平均小売価格の変動が5円程度となるよう、段階的に補助率を縮小していくことといたしました。

具体的には、ガソリンの全国平均小売価格について、補助がない場合の予測価格が、

- ・2024年12月19日（木）から、185円を超える分は全額支援し、168～185円の範囲の支援は補助率60パーセントから30パーセントに見直す
- ・2025年1月16日（木）から、185円を超える分は全額支援し、168～185円の範囲の支援は補助率30パーセントから0パーセントに見直す
- ・その後、状況を丁寧に見定めながら、185円を上回る価格に対する補助率を段階的に（月の価格変動が5円程度となるよう、原則3分の1ずつ）見直す

こととしています。

これにより、補助額を含めた実質的な卸価格は、段階的に上昇していくことになります。

つきましては、各事業者におかれましては、このような方針を御理解いただき、引き続き卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売を心がけて、今後とも公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただきますようお願いいたします。

資源エネルギー庁におきましても補助率の段階的な縮小について、消費者に対する積極的な広報に努めていきます。なお、価格モニタリングは引き続き実施いたしますので、御協力いただきますようお願いいたします。

また、公正取引委員会は、2024年11月7日、沖縄県沖縄市及び同県中頭郡北中城村において給油所を運営するガソリン等販売業者に対し、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第3号（不当廉売））の規定に違反するおそれがある行為を行っていたとして、警告を行いました。

元売及び輸入商社の各事業者におかれましては、各種の機会を利用して、系列特約店等に対して上記の公正取引委員会による警告について周知していただくとともに、ガソリン等販売業者に対して差別対価や取引条件等の差別取扱いを行うことのないよう、独占禁止法遵守体制を点検し、必要に応じて見直しを行っていただきますようお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室：03-3501-1320

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課：03-3581-3371